

A wooden surface with a dried leaf and acorns. The text is overlaid on this background.

ALPS処理汚染水差止訴訟で 原告が訴えていること

2024. 8.17
武藤 類子

ALPS処理汚染水差止訴訟



ALPS処理汚染水差止訴訟

国(原子力規制委員会)への行政訴訟と 東電への民事訴訟(差止訴訟)

■訴訟で求めること(請求の趣旨)

- ・国に対し、東電の海洋放出設備建設への認可が無効であることの確認と、その認可の取り消しを求める
- ・国に対し、東電の海洋放出運用計画への認可の取り消しを求める
- ・国に対し、東電に交付した海洋放出設備の使用前検査終了証の取り消しを求める
- ・東電に対し、ALPS処理汚染水の海洋放出をしないことを求める

国は海洋放出を許可してはならない
東電は海洋放出してはならない

ALPS処理汚染水差止訴訟

■訴訟を起こした理由と根拠(請求の原因)

- 原告らは、福島第一原発事故の被害者であり、海洋放出は原告らに対する**二重の加害**である
- 人格権(汚染されない環境で平穏に生活する権利)や漁民に対する漁業行使権などが侵害されている
- 汚染物質を故意に海洋放出することは許されない
- 国際環境法(ロンドン条約、国連海洋法条約)の理念からも違反している
- 漁業者との文書約束を破るという手続き的違法性、背信行為がある
- 実行可能な代替案がある
- IAEA報告によって海洋放出を正当化することはできない

ALPS処理汚染水差止訴訟

新地町の漁師 小野春雄さん



ALPS処理汚染水差止訴訟



第3回口頭弁論

2024年10月1日(火)

福島地裁 14:15開廷

